

# 地震に強い住まいのために

あなたの家は地震が来ても大丈夫ですか？

山口県住宅課

近年、東日本大震災をはじめ、国内各地での大きな地震により、住宅の倒壊による人命被害が多く発生しています。こうした地震への備えとして、まずは住まいの地震に対する安全性を知り、耐震改修などの対策を行うことが大切です。

山口県では、住宅の耐震化を推進するため、県内市町と協力して支援制度を実施しています。暮らしの安心・安全のため、是非ご活用下さい。

対象となる住宅 ◎一戸建て木造住宅（プレハブ住宅、丸太組工法は対象外）  
◎昭和56年5月31日以前に着工したもの

## ●無料耐震診断で耐震性の確認

住宅所有者が各市町の窓口へ耐震診断を申し込むだけで、市町から診断員を派遣し耐震診断を行う制度を実施しております。住宅所有者の費用負担は無く、手続きも簡単です。

## ●耐震改修工事で安全な住まいにリフォーム

耐震診断の結果、耐震性が無いと判断された住宅については、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

補助金額：工事費の一部（上限額 60万円/戸～100万円/戸）  
※上限額はお住まいの市町によって異なります。

- 改修工事の請負契約締結前に、各市町の窓口へ申し込みが必要となります。
- 住宅の耐震改修工事（簡易補強工事を除く）を行った場合には、耐震改修税制による税額控除等を受けることができます。

※募集期間等は裏面に掲載しております。詳しくは各市町の窓口までお問い合わせ下さい



## ■共同住宅、建築物にも助成します

お住まいの市町によっては共同住宅、保育所、老人ホーム、病院等で一定規模以上の建築物の耐震診断についても補助制度があります。（いずれも昭和56年5月31日までに着工されたものが対象となります。）

詳しくは各市町窓口までお問い合わせ下さい。

## ■その他、税制、融資及び地震保険において優遇制度もあります

補助制度のほかにも、税制、融資及び地震保険において優遇制度もあります。詳しくは次の各所までお問合せ下さい。

〈税制〉(URL: [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000025.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html)) (国土交通省)

所得税：お住まいの地域を管轄する税務署

固定資産税：物件所在の都道府県・市区町村

〈融資〉(URL: <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>) (独立行政法人 住宅金融支援機構)

独立行政法人 住宅金融支援機構 (電話：0120-0860-35)

〈地震保険〉

山口県損害保険代理業協会 (電話：0820-25-1565)

(優遇概要) 耐震診断割引(地震保険料の割引率 10%)

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、

改正建築基準法(1981年6月1日)における耐震基準を満たす場合

山口県土木建築部住宅課 民間住宅支援班 (電話：083-933-3883)